

伊勢崎市インターンシップ取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が学生又は生徒（以下「学生等」という。）の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めるため、学生等に公務に関する就業体験の機会を与えること（以下「インターンシップ」という。）に伴い、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(インターンシップ対象者)

第2条 市がインターンシップによる実習（以下「実習」という。）を行う対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校及び高等学校（以下「大学等」という。）から依頼された学生等であって、次に掲げる基準のいずれかに該当すると認められた者とする。

(1) 実習を希望する年度の4月1日現在において、本人又は本人の2親等以内の親族が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 市内に存する大学等の学生等であること。

(受入手続及び決定)

第3条 学生等が在籍する大学等の代表者（以下「大学等の代表者」という。）は、当該学生等に実習をさせようとするときは、インターンシップ申込書（様式第1号）及び当該学生等のインターンシップ希望生徒・学生調書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込みは、実習を希望する期間の2箇月前までとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申込みがあったときは、次に掲げる事項に留意して、学生等の受入れの可否を決定し、インターンシップ受入可否決定通知書（様式第3号）により学生等が在籍する大学等の代表者に通知する。

(1) 大学等において、事前の準備や学習、実習終了後の評価を行う等、実習を効果的に実施するための措置を講じていること。

(2) 市の行う業務に支障がないこと。

(協定書の締結)

第4条 前条第3項の規定により学生等の受入れを決定（以下「受入れの決定」という。）したときは、市長及び大学等の代表者は、実習の実施に関し、協定書（様式第4号）により協定を締結し、当該協定書を各1通保有するものとする。

（誓約）

第5条 受入れの決定があった学生等（以下「実習生」という。）は、あらかじめ実習に当たり遵守すべき事項を記載した誓約書（様式第5号）を実習開始日の2週間前までに市長に提出しなければならない。また、大学等の代表者は、実習生に対しこの誓約の遵守について指導しなければならない。

（実習生の身分）

第6条 実習生には、市の職員としての身分を付与しない。

（報酬等）

第7条 市は、実習生に対して、報酬、手当、旅費その他実習に伴ういかなる経費負担も行わない。

（服務）

第8条 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習の目的の達成に努めなければならない。

2 実習生は、実習時間中、市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、実習生を受け入れる課等の所属長（以下「所属長」という。）及び実習生の指導監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示に従わなければならない。

3 実習生は、実習時間中、特定の政党その他の政治団体、特定の宗教その他の宗教団体又は営利を目的とする企業その他の団体の利益のための行為をしてはならない。

4 実習生は、実習時間中、市の信用を傷つけるような行為又は不名誉となる行為をしてはならない。

5 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても、同様とする。

6 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に市長の承認を得なければならない。

(実習期間)

第9条 実習期間は、原則として1週間以内とし、実習生を受け入れる課等の状況により市長が指定する。

(実習時間)

第10条 実習時間は、原則として実習生を受け入れる課等の勤務時間によるものとする。ただし、特に必要があると認める場合は、市長が定めるものとする。

(実習担当者)

第11条 所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属職員のうちから、実習担当者を指名するものとする。

(実習中における事故責任等)

第12条 大学等の代表者又は実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 市は、実習生を受け入れる課等での安全確保に当たることとし、実習期間中の事故に関しては、大学等の代表者及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等の代表者及び実習生は、連帯して市に対してその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に対して与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

5 実習生が第三者に与えた損害により、市が第三者に対し損害賠償の責めを負った場合は、大学等の代表者及び実習生は、連帯して当該賠償により市が被った損害の賠償の補填をしなければならない。

(実習の中止)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習を中止することができる。この場合において、大学等の代表者又は実習生に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) 実習生が第8条に定める服務義務に反する行為を行ったとき。

(2) 実習を継続することにより市の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により実習を中止する場合は、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

(実習の証明)

第14条 市長は、大学等の代表者から、実習内容等の報告、証明を求められたときは、所属長にこれを作成させ、研修担当課を通してこれを行うものとする。

(適用除外)

第15条 法令等で定める免許又は資格の取得に係る科目の単位の修得のための実習等については、この要綱は適用しない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成23年6月24日決裁）から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成26年3月31日決裁）から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。